

議案第47号

勝山市水道事業給水条例の一部改正について

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料等を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

勝山市水道事業給水条例(平成10年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

	改正前	改正後
	<p>(給水区域、給水人口及び1日最大給水量)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日最大給水量は、<u>17,330</u>立方メートルとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 毎期の料金の額は、第1項に基づき各月ごとに計算した額に<u>消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)</u>及び消費税相当額に<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額</u>を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、</p>	<p>(給水区域、給水人口及び1日最大給水量)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日最大給水量は、<u>17,000</u>立方メートルとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 毎期の料金の額は、第1項に基づき各月ごとに計算した額に、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)</u>を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたとき</p>

これを切り捨てるものとする。

(加入金)

第29条 加入金は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込者から、次の各号に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を申込みの際、これを徴収する。

(1)・(2) (略)

(略)

2・3 (略)

(負担金)

第30条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ次の表に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を申込みの際、これを徴収する。

(略)

2・3 (略)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から

は、これを切り捨てるものとする。

(加入金)

第29条 加入金は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込者から、次の各号に定める額に消費税等相当額を加えた

額を申込みの際、これを徴収する。

(1)・(2) (略)

(略)

2・3 (略)

(負担金)

第30条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ次の表に定める額に消費税等相当額を加えた

額を申込みの際、これを徴収する。

(略)

2・3 (略)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号に定める額に消費税等相当額を加えた額

\_\_申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 第8条第1項 \_\_\_\_\_ の指定をするとき。

1件につき 12,500円に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額を申込みの際、これを徴収する。

(新設)

(2) 第8条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき。

1件につき 100円に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額を申込みの際、これを徴収する。

(3) 第8条第2項の工事の検査をするとき。

1件1回につき 500円に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額を申込みの際、こ

を申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。

1件につき 12,500円 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 法第16条の2第1項の指定の更新をするとき。

1件につき 10,000円 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(3) 第8条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき。

1件につき 100円 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(4) 第8条第2項の工事の検査をするとき。

1件1回につき 500円 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

れを徴収する。

(4) 第19条第1項第1号の給水装置の使用をやめるとき。

1件につき 1,000円に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額を申込みの際、これを徴収する。

(5) 料金の督促をするとき。

勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(6) 各種証明手数料

1件につき 300円に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額を申込みの際、これを徴収する。

2 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 第19条第1項第1号の給水装置の使用をやめるとき。

1件につき 1,000円

(削る)

(6) 各種証明手数料

1件につき 300円

2 (略)